



大阪

行政連携に関する 大阪弁護士会の取組について

2020年度 大阪弁護士会行政連携センター運営委員会 委員長
森本 宏



1 はじめに

大阪弁護士会（以下「当会」といいます。）では、2010年度に行政との連携に関するプロジェクトチームが始まり、2011年度と2012年度は行政連携推進プロジェクトチーム、2013年度から行政連携センター運営委員会（対外的には行政連携センター）が発足しました。同委員会の役割は、①広報機能（自治体に向けての情報発信）、②受付機能（自治体のニーズを受止める）、③マッチング機能（自治体のニーズを適切な委員会につなぐ）、④マネジメント機能（会内連携を図る）があげられます。以下では、具体的な取組についてご紹介いたします。

2 首長インタビュー

私は、この3年ほど委員長を拝命してまいりましたが、自治体の首長へのインタビューを活動の大きな柱としています。首長へのインタビューでは、自治体のプロフィールであるとか、その首長が感じる弁護士に依頼することの有用性であるとかをインタビューを通じて引き出し、『月刊大阪弁護士会』（当会会報）に写真とともに掲載いたします。

『月刊大阪弁護士会』は、大阪府下自治体全てに配付しております。首長インタビューの機会を捉えて、当該首長に『行政連携のお品書き』をお渡しし、弁護士会は多方面の分野で自治体と連携していることをPRしています。一年間にご訪問できる自治体の数はせいぜい5つか6つぐらいですが、首長インタ

ビュー記事を送れば各自体でも関心をもって読んでいただけるだろうと思っています。また、弁護士会内の委員会向けにも自治体の首長にアピールしたいことがある場合は、インタビューに同行していただくようお願いして、実際にご同行いただいてアピールもしていただいています。

3 行政連携センターの普段の仕事

行政連携センターとしては、自治体向けに講師派遣や、推薦委員会とともに弁護士紹介といった業務を行っていて、1年間に計250件ほど対応しております。講師派遣というのは、弁護士の有用性をアピールする絶好の機会です。その成果は、後に弁護士紹介、業務委託、あるいは弁護士の職員採用という形で発展していくことになります。

4 弁護士職員の採用について

首長インタビューの際には、弁護士の任期付職員としての採用をご検討くださいとPRするとともに、弁護士会も採用活動を応援させていただくこともお伝えしています。現実には、多数の自治体の採用活動にもご協力して、フルタイム、パートタイムの任期付職員の採用を応援してまいりました。明石市は、弁護士職員の採用について、非常に熱心で、日弁連や当会に、弁護士職員の採用説明会の開催を依頼してはもらっていますが、大阪では会場の提供等を含めて協力しております。

また、弁護士の非常勤職員の求人もありますので、こちらでも採用支援を行っております。

フルタイムの任期付職員採用については、弁護士側の応募者が減ってきていることから、週のうち数日来庁していただく弁護士を二人揃えれば、フルタイム一人を採用するのと同等の効果があるのではないかと行政側に提案しております。

5 包括外部監査人公募に対する取組

包括外部監査人の公募についても、中核市になられたタイミングなどにその候補者として会計士、税理士のみならず、弁護士も加えていただくことをお願いしてきました。今まで候補者に弁護士が含まれていなかった中核市の首長インタビューでは、弁護士を入れていただくことをお願いし、実現したこともありました。その昔は、大阪府下では、包括外部監査人という会計士、税理士が就任しているのが大半でしたが、この数年弁護士が包括外部監査人に採用されているケースも増えてきました。現在は、大阪府、大阪市、堺市、八尾市で包括外部監査人に弁護士が就任しています。募集がある自治体向けに、行政連携センター、行政問題委員会及び弁護士業務改革委員会が合同で設置した自治体監査PTを中心に、包括外部監査人と補助者のチーム作り、応募活動から協力しています。尼崎市の包括外部監査人に兵庫県弁護士会会員が就任した時にも大阪の自治体監査PTのメンバーが提案書の作成に協力し、当会会員を補助者として紹介しています。

6 自治体債権管理研究会

当会では、弁護士業務改革委員会と行政問題委員会が自治体債権管理研究会と称する合同部会を設置し、自治体の債権回収の分野で自治体との連携を進めてきました。研究会の成果として、自治体向けの私債権回収マニュアルを作成し、あるいは債権回収の業務委託を受けたりして、自治体との距離を縮めてまいりました。そういった取組により、弁護士の有用性が自治体に理解され、次の3つの分野で、委託なり相談が一気に展開し始めました。1つ目は固定資産税の相続人不存在案件についての委託です。2つ目は国民健康保険料未納対策です。最後に公営住宅不適正使用です。こういった問題について弁護士紹介の依頼が増加しております。私債権で取り組んだことが、財政課という1つの部局の垣根を超え

て、自治体内部で弁護士会との連携を模索する動きが広がっていているということです。加えて、これらに取り組んで成果を出した自治体の近隣の自治体も、弁護士会に教えを請いに来るケースもあって、弁護士会の取組は、1つの自治体にとどまらず、いろんな自治体にも広がっていく可能性があります。このようなときに、弁護士会の窓口として自治体からの各種要望につき、弁護士会の適切な委員会などをご紹介していくことも行政連携センターの仕事となっています。

7 大阪市特有の問題

これは、大阪市特有の依頼案件ですが、少し前のことですが、職員の不祥事問題があったことから、コンプライアンスの向上を図るために、迅速かつタイムリーに弁護士に相談できる体制づくりが課題になっておりました。そこで大阪市本庁に、総務課を通さずに弁護士の法律相談を受けることができるリーガルサポーターズ制度が設けられました。リーガルサポーターズというのは、労働問題であるとか賠償問題であるとか行政不服審査であるとか、いろいろな分野で弁護士に相談するということとなります。人選については、当会への推薦依頼という形で行われていました。そこでも弁護士の有用性がまた理解され、大阪市本庁だけではなく大阪市の各区役所における相談担当弁護士を依頼したいという話に発展しました。

8 行政不服審査法の改正について

2016年4月1日、行政不服審査法の改正が施行されました。今日まで、さまざまな行政分野で、弁護士会の多くの委員会が活動して来られたと思います。そこで得た専門性を生かして、既に行政不服審査の審理員、あるいは行政不服審査会（第三者機関）の委員として活躍していただいております。当会では、審理員を推薦するという方針で大阪府下の自治体にご案内を差し上げたところ、多数の自治体から問い合わせが来まして、行政の連携というのは自治体の何か片棒を担ぐと思われがちですが、包括外部監査人や監査委員などに弁護士になってもらい、また、審理員、第三者機関の委員に弁護士にもなってもらい、外部から適正にチェックするというのも行うような取組であると言えると思います。